
委員意見 補足資料

大阪公立大学 大学院文学研究科・文学部 地理学教室 准教授

菅野 拓

suganotaku@gmail.com

2024年10月23日

広域被災者データベース・システム構築検討ワーキンググループ

高度成長したはずなのになぜ？被災者支援混乱の原因は？



1930年の北伊豆地震の避難所

毎日フォトバンクより提供



2016年の熊本地震の避難所

松川杏寧氏より提供

詳しくは『災害対応ガバナンスー被災者支援の混乱をとめるー』（ナカニシヤ出版）をご笑覧ください。

災害対応 ガバナンス

被災者支援の混乱を止める

菅野 拓

災害対応はなぜ混乱するのか、
「餅は餅屋の災害対応」を実現するために

日本の災害対応が強化される知見を
組織的に用いるために、
より良い災害対応ガバナンス構築のために
災害救助法の改正を提言する。

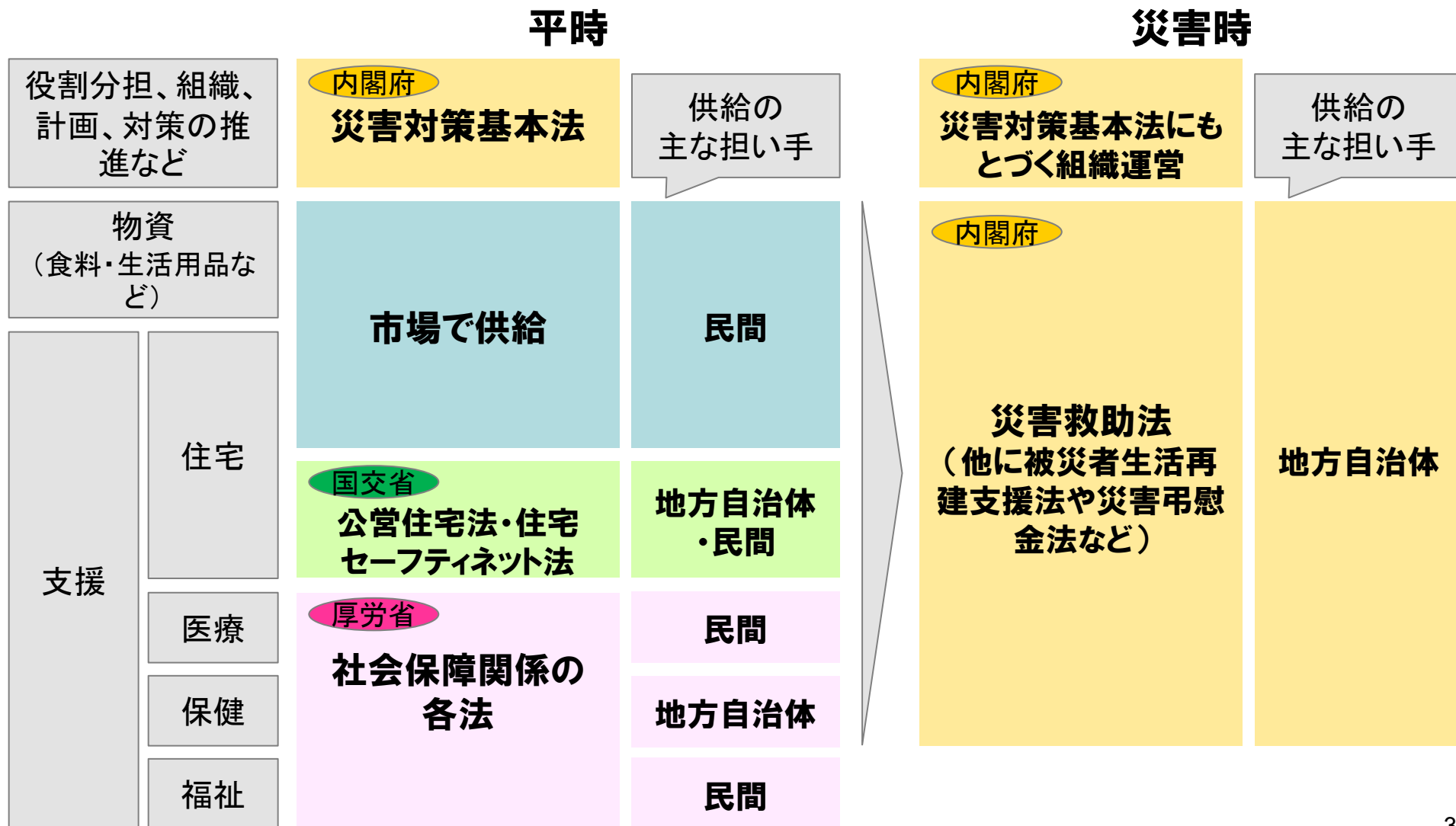
「災害 (disaster) 」とは

危険を引き起こす加害力 (hazard)
×
社会の脆弱性 (vulnerability)

Wisner, B., Blaikie, P., Cannon, T. and Davis, I. : *At Risk: Natural Hazards, People's Vulnerability and Disasters*, Routledge, 2003 (岡田憲夫監訳: 防災学原論, 築地書館, 2010)

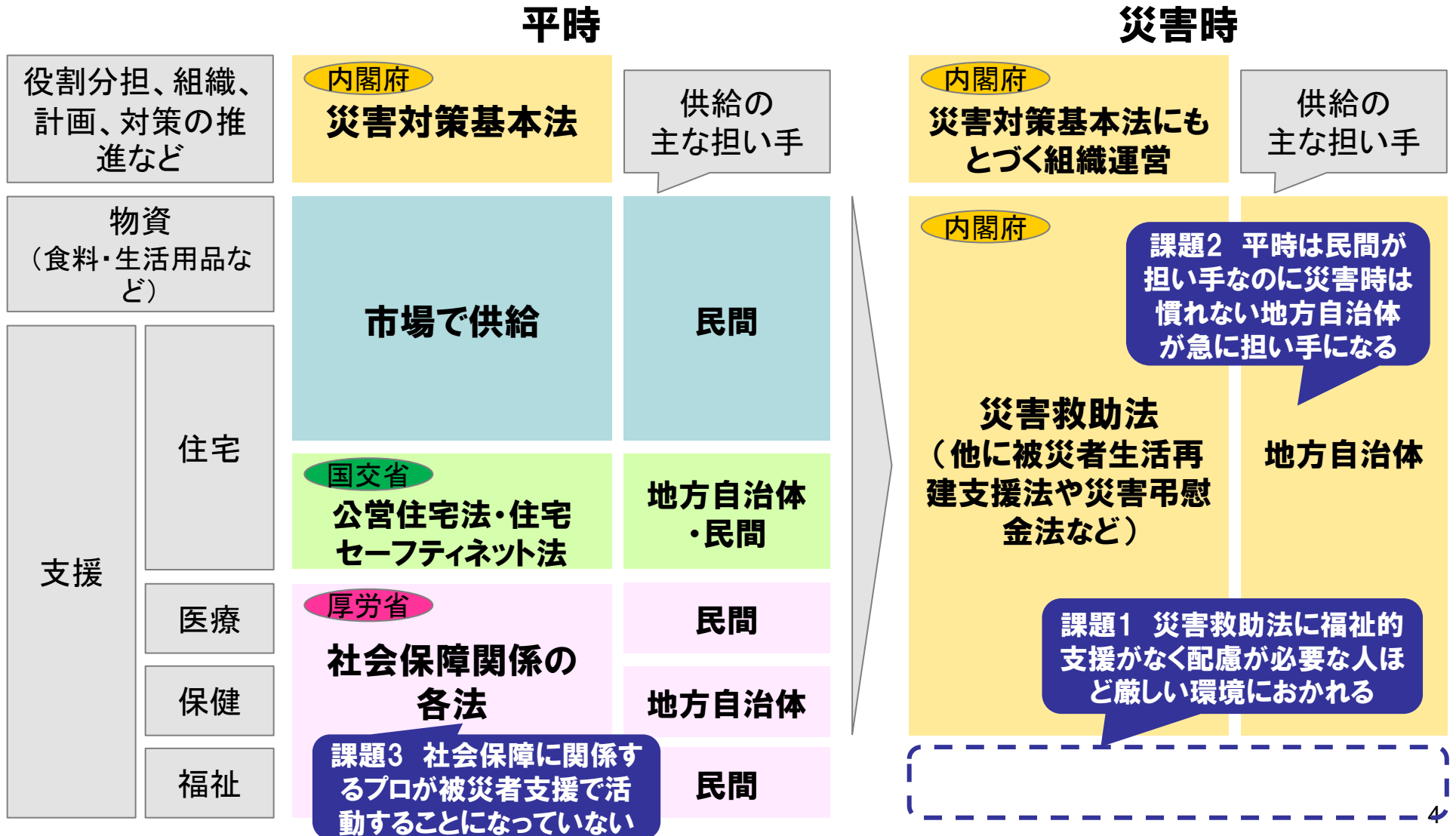
1. 戦後ずっと続く被災者支援の混乱

平時・災害時の被災者支援にかかわる法律と財・サービス供給の担い手



1. 戦後ずっと続く被災者支援の混乱

社会的課題としての災害の特徴は「ある地域にたまにしか来ない」: 平時に民間が関与＝行政が慣れない財の供給で混乱



内閣府「被災者支援のあり方検討会」(2022年5月19日～)

(https://www.bousai.go.jp/kaigirep/hisaisha_shien/index.html)

委員よりご提示いただいた課題の整理と議論すべき論点 (概要)

資料2-2

避難生活の環境改善

- 避難生活の長期化を見据えた対応のあり方
 - 避難所のキャパシティの確保
 - ポストコロナを見据えた避難者スペースの確保、ホテル・旅館の活用
 - 避難所における物資備蓄のあり方
 - 福祉避難所を運営する人材の確保
 - 在宅避難・車中泊避難のあり方
- 等

災害ケースマネジメント

- 官民が連携した被災者のワンストップ相談窓口の設置
 - 災害ケースマネジメントの標準的な取組方法の確立・普及、人材育成・確保
 - 自治体における体制づくり
- 等

平時の福祉施策との連携

- 災害時における平時の福祉施策と連携したシームレスな支援の実現
 - 災害法制における「福祉」の扱い
- 等

住まいの確保・改善

- 罹災証明書の迅速な発行
 - 住まいの応急修理
 - 応急仮設住宅の確保・改善
(※存続期間の延長は今国会で対応)
 - 恒久的な住まいの確保
 - 応急修理と被災者生活再建支援金の関係
 - 災害保険の加入の促進
- 等

多様な主体による被災者支援の充実

- 官民連携・協働のためのコーディネーションの促進
 - ・ 被災者支援を行う行政・民間団体・社会福祉協議会等の多様な主体の連携体や災害中間支援組織の活動基盤の充実・強化
 - ・ 多様な主体の連携体の制度化、その活動（情報共有会議等）の充実・強化
- 専門人材の参加促進・育成
 - ・ 企業や専門団体等による支援活動の促進
 - ・ 地域の災害ボランティア人材の発掘とスキルアップ支援
- 民間団体等への多様な資金の流れの促進
 - ・ 民間団体等に対する業務委託
 - ・ 団体への支援金寄付、ふるさと納税の活用

等

防災基本計画に多様な主体と連携した被災者支援が規定 災害中間支援組織・災害ケースマネジメント(2023年5月31日)

防災基本計画修正(令和5年5月)の概要

■ 防災基本計画

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する総合的かつ長期的な計画で、指定行政機関や指定公共機関が作成する防災業務計画や、自治体が作成する地域防災計画の基本となるもの

主な修正項目

最近の施策の進展等を踏まえた修正

○ 多様な主体と連携した被災者支援

- ・ 都道府県による災害中間支援組織(※1)の育成・強化、関係者の役割分担の明確化
- ・ 災害ボランティアセンター設置予定場所の明確化
- ・ 災害ケースマネジメント(※2)などの被災者支援の仕組みの整備

※1 NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織

※2 一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組

○ 国民への情報伝達

- ・ 長周期地震動階級に係る情報の解説・伝達
- ・ 通信障害発生時の丁寧な周知広報の実施
- ・ 障害者の情報取得・意思疎通に係る施策の推進

○ デジタル技術の活用

- ・ 被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等へのデジタル技術の活用

日本海溝・千島海溝沿いの海溝型地震に係る基本計画の変更を踏まえた修正

○ 北海道・三陸沖後発地震注意情報(※)の解説・伝達

※日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域とその周辺でMw7.0以上の地震が発生した場合、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発信し、大地震の発生可能性が平時よりも相対的に高まっているとして、後発地震への注意を促す取組について、令和4年12月より運用を開始。



令和4年に発生した災害を踏まえた修正

<北海道知床で発生した遊覧船事故>

○ 旅客船の総合的な安全・安心対策の強化

※海上災害対策編の修正

<トンガ諸島の火山噴火による潮位変化>

○ 火山噴火等による津波に関する普及啓発・情報伝達

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/kihon.html>

内閣府(2023)

『災害ケースマネジメント実施の手引き』

災害ケースマネジメント
実施の手引き

令和5年3月
内閣府(防災担当)

※災害ケースマネジメントを開始する段階については自治体の実情に応じて検討する

	平時 P.16	発災直後 ～避難所運営段階 P.33	避難所閉所検討 ～応急仮設住宅供与段階 P.56	応急仮設住宅 供与段階以降 P.101
被災者の生活		避難所	応急仮設住宅	災害公営住宅
		在宅避難		
支援体制等	実施体制の検討・構築(市町村内) P.17	支援関係機関、NPO等との連携		
	計画等への位置づけ P.28	人材確保・育成、研修実施 P.150		
		災害ボランティアセンター設置・運営		
		支援拠点の設置・運営		
		被災証明書発行		
		被災者台帳作成・活用 P.145		
被災者支援	アウトリーチ等	<p>○主な目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急的な対応が必要な被災者の発見及び状況の把握 ・生活再建に向けた支援情報の適切な周知(被災証明書の発行等) <p>○対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所避難者、在宅避難者 <p>→応急的な対応が必要な被災者については、医療や保健、福祉につながる、災害関連死を防止</p>	<p>○主な目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住まいの再建、日常生活の自立にあつての支援が必要な被災者の発見及び課題の把握 <p>○対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該災害の被災者(全数調査が望ましい) <p>→アウトリーチで被災者の状況を把握し、得られた情報を精査・アセスメントを実施、支援が必要な者と課題を特定</p>	<p>○主な目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的支援が必要な被災者に対する見守り・相談支援 <p>○対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅入居者、在宅被災者等 <p>→アウトリーチで得られた情報を踏まえ、適宜アセスメントを見直し</p>
	災害ケースマネジメントケース会議	<p>※必要に応じて開催</p> <p>※応急的に対応が必要な被災者を医療・福祉等の支援につなぐことが重要</p>	<p>○目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチ、アセスメントの結果等を踏まえ個々の課題に応じた支援方策を検討 <p>○参加者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政内関連部局、福祉関係者、支援サービス提供者、NPO等 	<p>○目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチ結果等を踏まえ個々の課題に応じた支援方策を検討 <p>○参加者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政内関連部局、福祉関係者、支援サービス提供者、NPO等
	支援へのつながり等	<p>必要に応じて、適切な支援先へのつながり等支援を実施</p>	<p>○適切な支援先へのつながり等支援を実施</p> <p>→行政内関連部局、支援関係機関、士業団体、NPO等</p>	<p>○適切な支援先へのつながり等支援を実施</p> <p>→行政内関連部局、支援関係機関、士業団体、NPO等</p>
	災害ケースマネジメント情報連携会議	<p>○目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者支援の全体状況の共有、避難所運営や要対応者への対応状況、全体的な方針等の共有 <p>○参加者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政内関連部局、災害ボランティアセンター、支援関係機関、NPO等 	<p>○目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者支援の全体状況の共有、アウトリーチの進捗状況、ケース会議の実施状況等の共有 <p>○参加者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政内関連部局、地域支え合いセンター、支援関係機関、NPO等 	<p>○目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者支援の全体状況の共有、アウトリーチの進捗状況、ケース会議の実施状況等の共有 <p>○参加者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政内関連部局、地域支え合いセンター、支援関係機関、NPO等

【災害ケースマネジメントの実施の流れ】

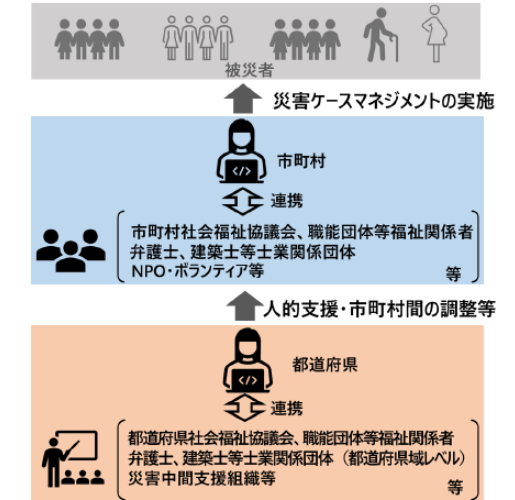
第3章 災害ケースマネジメントの実施の準備(平時からの取組)

第3章 災害ケースマネジメントの実施の準備(平時からの取組)

災害ケースマネジメントは、地方公共団体の部局間の連携のみならず、専門的知見を有する社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会、NPO等の民間団体との協働が必要であることから、発災後に円滑に連携して取り組めるよう平時から連携体制を構築しておくことが重要である。

特に、社会福祉協議会やNPO等の民間団体との連携は、発災後から体制を構築しようとする、支援の実施開始の遅れにつながるから、平時から顔の見える関係づくりを進めておく必要がある。

また、円滑な実施のためには、研修の実施など平時からの人材育成に加え、災害時に連携を行うNPO等の関係機関の活動内容について被災者に誤解なく理解されるよう、災害ケースマネジメントの概要や実施について、平時から広報に取り組みことも効果的である。災害ケースマネジメントに係る研修の実施については6.1を、平時における都道府県の役割については7.1を参照。



防災における三者連携（行政・NPO・ボランティア）

三者連携ネットワークのフロンティア

<三者連携をめぐる潮流>

令和元年5月

災害支援の文化を創造する
JV○AD



内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

防災における行政の NPO・ボランティア等との 連携・協働ガイドブック

～三者連携を目指して～



防災基本計画に在宅・車中泊避難者、福祉的支援の充実や 明確化が規定(2024年6月28日)

防災基本計画修正(令和6年6月)の概要

■防災基本計画

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する総合かつ長期的な計画で、指定行政機関や指定公共機関が作成する防災業務計画や、自治体が作成する地域防災計画の基本となるもの

主な修正項目

最近の施策の進展等を踏まえた修正

- **新たな総合防災情報システムの運用開始**
 - ・ 防災情報の総合防災情報システム(SOBO-WEB)への集約
- **水害対策の強化**
 - ・ 道路のアンダーパス冠水等を踏まえた対策の強化
- **避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援**
 - ・ 自治体、保健師、福祉関係者等の中で連携した状況把握の実施
 - ・ 在宅避難者、車中泊避難者に対する支援に係る拠点の設置や、被災者支援に係る情報の提供

関連する法令の改正を踏まえた修正

<活動火山対策特別措置法の改正>

- **活動火山対策の強化**
 - ・ 火山調査研究推進本部の設置
 - ・ 「火山防災の日」を活用した防災知識の普及
 - ・ 登山届等を容易に提出できる仕組みへの配慮

<医療法の改正>

- **災害支援ナースの充実・強化**

<水防法及び気象業務法の改正>

- **国が取得した指定洪水予報河川に関する予測水位情報について、都道府県の求めに応じた提供の実施**

<災害対策基本法施行令の改正>

- **緊急通行車両確認標章等の事前交付**

令和6年能登半島地震を踏まえた修正

<令和6年能登半島地震に係る検証チーム>

- **被災地の情報収集及び進入方策**
 - ・ 車両や資機材の充実・小型化・軽量化
 - ・ 無人航空機、SAR衛星、衛星インターネット等の活用
 - ・ 海路・空路を活用した道路啓開に向けた調整
 - ・ 道路管理者と生活インフラ事業者との連携強化
- **自治体支援**
 - ・ 派遣職員が現地で自活できる資機材や装備品の充実
 - ・ 応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等のリスト化
- **避難所運営**
 - ・ パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置
 - ・ 避難所における生活水の確保
 - ・ トイレカー等のより快適なトイレの設置への配慮
 - ・ 高齢化の進展を踏まえた福祉的な支援の充実・明確化
 - ・ 保健医療福祉に係る支援者(JRAT、JDA-DAT等)の明確化
- **物資調達・輸送**
 - ・ 運送事業者等との連携による、物資輸送拠点の効率的な運営に必要な人員、資機材等の速やかな確保
- <その他各省庁における振り返り>
 - **長時間継続する津波の見通し等に関する解説**
 - **より実態に即した液化化リスク情報の提供**

※今後、政府においては、中央防災会議・防災対策実行会議の下に設置するワーキンググループで、引き続き有識者等を交えた検証を行うとともに、フェーズごとに災害対応業務を「見える化」することや、実践的な訓練・研修等に取り組んでいく。

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/kihon.html>

内閣府(2024)「避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会 とりまとめ」

避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会 とりまとめ (概要)

- 近年の災害では、在宅や車中泊等で避難生活を送る避難者等が多く存在しているほか、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて分散避難の取組が進むなど、避難者等の避難生活を取り巻く環境は大きく変化している。
- また、避難者の支援を全て行政職員が担うことには限界があるため、避難者等の支援に取り組む民間団体との連携が必要である。加えて、近年自宅等で災害関連死が多く発生していることや、今後南海トラフ地震等の大規模災害ではさらなる被害が想定されることから、これら避難所以外に避難する者の状況把握や支援方策の検討は喫緊の課題である。
- このため、内閣府では、「避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会」を設置し、8回に渡り議論を行い、その成果をとりまとめた。

避難生活に係る基本的な考え方

<「場所（避難所）の支援」から
「人（避難者等）の支援」への
考え方の転換>

<官民連携による被災者支援>

<平時・生活再建フェーズとの
連続性の確保>

<デジタル技術の利活用>

具体的取組

避難者以外の避難者等の
支援の枠組み

- ・ 危機管理、医療、保健、福祉、住宅、教育、住民制度など関係部局、民間支援団体が連携しつつ、避難者等の状況把握、避難所の運営や環境改善、在宅避難者等の支援等の被災者支援の業務を一元的に担う体制の構築を促す。

避難者等の状況把握

【考え方】

- 発災直後から関係者が連携して避難者等の状況把握を行う。支援漏れを防止するため、状況把握を行う主体間の連携体制について平時から検討する。

【主な取組】

- 状況把握を行う主体の連携体制の整備
- アウトリーチを行う際の優先順位の検討
- 関係者が共通して使用する調査項目の検討
- 被災者自ら情報発信を行う仕組みの構築

避難所以外の避難者の支援拠点

【考え方】

- 在宅避難者等についても、避難所の避難者と同様に必要な支援を受けられるよう、支援拠点の設置や支援内容について平時から検討する。

【主な取組】

- 被災状況や避難所の状況等に応じて、在宅避難者の支援拠点を設置
- 機能に応じて自治会レベルの拠点や広域の拠点など様々な規模の支援拠点の設置を検討
- 支援拠点で食事や物資の支援、情報提供を実施

車中泊避難者の支援

【考え方】

- 災害時には、やむを得ず車中泊避難を行う避難者等が一定程度発生することを想定し、地域の実情に応じた支援方策について平時から検討・準備する。

【主な取組】

- 住民への車中泊避難の注意点等の広報
- 車中泊避難を行うためのスペースを平時から検討・公表
- 水・食料に加え、弾性ストック等を備蓄・配布
- 保健師等と連携した健康管理を実施

平時からの取組

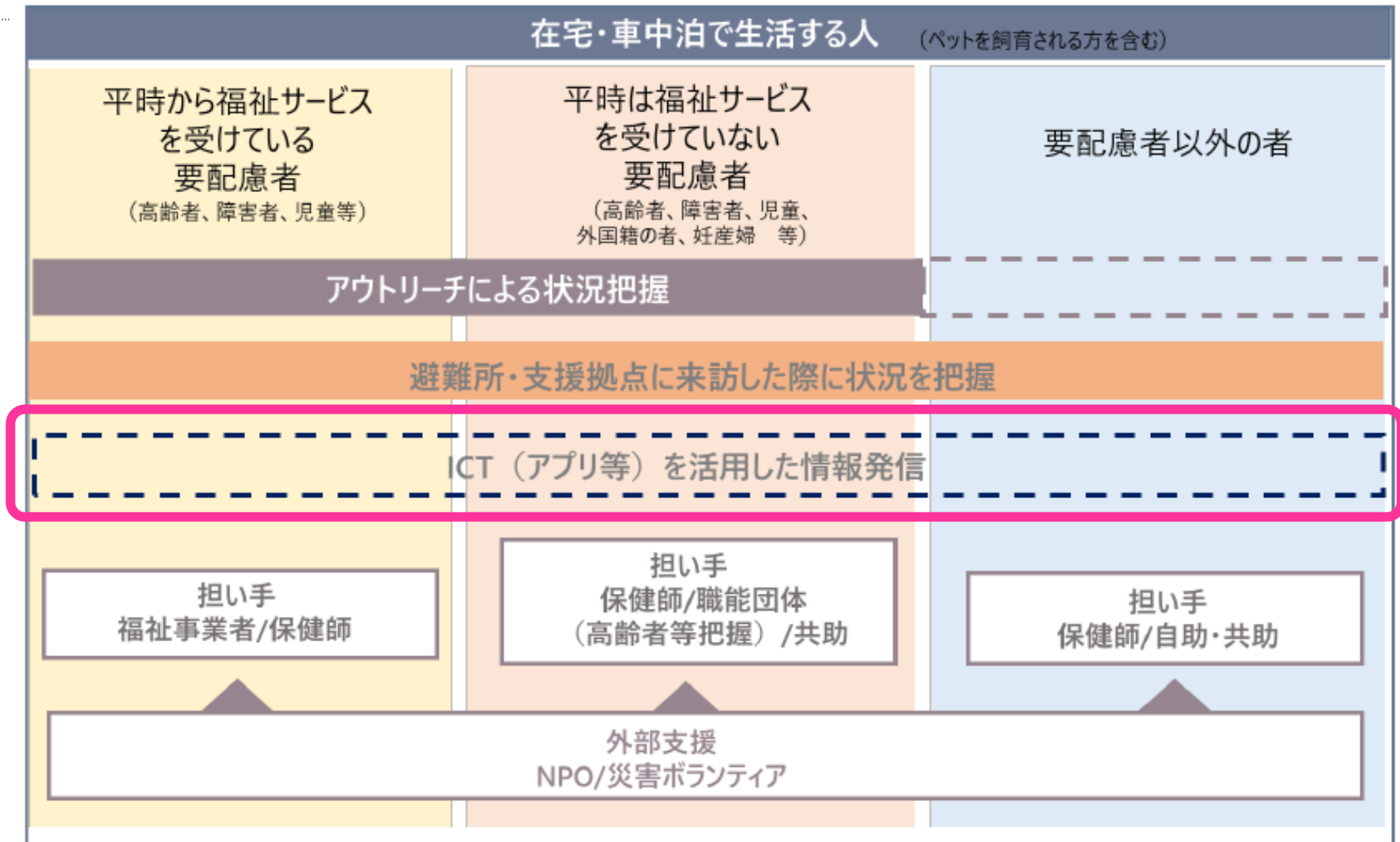
- ・ 在宅や車中泊避難者に対する支援について防災計画等への位置づけ。地域コミュニティの取組については地区防災計画の活用も効果的。
- ・ 災害協定の締結等を進めるとともに、支援に関わる多様な主体を巻き込み、在宅避難者や車中泊避難者の支援に係る訓練を実施。
- ・ 平時における地域資源を災害時の支援拠点としても活用。
- ・ 地域の防災力を向上させる取組を通じて自助・共助による支援能力を涵養するなど避難生活支援に携わる人材を育成。

【別冊】被災者支援に関するアンケート調査結果（全国の都道府県及び市町村に対し、在宅避難者や車中泊避難者の支援に関するアンケートを実施）

⇒多くの自治体が在宅避難者や車中泊避難者の支援の必要性を認識していると回答する一方、取組が進まない理由として、①制度上の位置づけの不明瞭さ、②ノウハウの不足、③人員不足等が指摘された。

内閣府(2024)「避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会 とりまとめ」

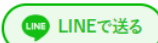
(<https://www.bousai.go.jp/kaigirep/kentokai/hinanseikatsu/index.html>)



災害救助法への「福祉」の規定に向けて

自民党

伴走型の支援で復興加速化を
能登地震対策本部が第2次提言申し入れ



2024年5月31日



党令和6年能登半島地震対策本部は5月30日、復興に向けた第2次提言を岸田文雄総理に申し入れました。

被災地の実情に沿った伴走型の支援を講じるとともに、今回の地震によって明らかになった課題や教訓を今後の防災対策に生かすよう政府に求める内容。(1)避難者の方々への支援(2)被災地域の復旧、本格復興のための環境整備(3)暮らしの再建(4)産業・生業(なりわい)の再構築(5)人口減少地域における新しい地方創生のモデル地域へ(6)被災自治体への支援(7)災害への対応体制の強化一で構成しています。

このうち、避難者の方々への支援では、介護を含む福祉サービスの提供を災害救助法に規定するとともに、仮設住宅の設置期間中、人が集うさまざまな機能を有する地域コミュニティ拠点の整備・運営を同法の対象範囲となるよう検討を求めました。

また、暮らしの再建では、被災自治体から要望が多く寄せられている液状化対策について、必要な予算の確保と技術的支援を行うよう要望しました。

わが党は引き続き、政府や被災自治体等と緊密に連携を取りながら復興に向けた取り組みを加速させていきます。

災害救助法への「福祉」の規定に向けて 経済財政運営と改革の基本方針2024(いわゆる骨太の方針)

- 地域における防災力の一層の強化のため、**災害ケースマネジメント、災害中間支援組織を含む被災者支援の担い手確保・育成**、洪水・土砂災害・高潮の情報提供、要配慮避難者対策、地域の貴重な文化財を守る防災対策、気象防災アドバイザーや地域防災マネージャーの活用促進によるタイムライン防災、消防団を含む消防防災力等の充実強化に取り組む。(p.35)
- また、今般の災害対応で得た知見をいかし、災害対応に係る取組を更に充実強化する。警察・消防・自衛隊等による最初期の対応、被災自治体への国等の支援や、災害派遣医療チーム(DMAT)等の医療福祉関係者、民間事業者、専門ボランティア団体等との連携強化による初動対応、避難所運営、物資の調達・輸送、広域・在宅避難等への支援など災害応急対策の取組強化、災害時のデジタル人材支援、災害に備える意識醸成や実践的訓練、**必要な制度見直し※**等を行う。
※災害関連制度における福祉の位置付けの検討を含む。(p.36～37)

社会保障の被災者支援との連携 地域共生社会の在り方検討会議第1回（令和6年6月27日）

地域共生社会の在り方検討会議（第1回）
令和6年6月27日 資料2

地域共生社会の在り方検討会議での
「議論の視点（案）」等について

災害時の被災者支援との連携

本検討会議での議論の視点（案）①

本検討会議では、以下の課題について議論し、各課題について論点及び対応案の整理を行うこととしては如何か。

①地域共生社会の実現に向けた取組について

- 包括的支援体制の整備の現状と今後の在り方について
 - ・ 包括的支援体制整備と重層事業の関係性
 - ・ 包括的支援体制整備における都道府県の役割
- 重層的支援体制整備事業の現状と今後の在り方について
 - ・ 重層事業のこれまでの取組状況等の実態把握・効果検証やその方策、財源の在り方を含む持続可能な制度設計
 - ・ 生活困窮者自立支援制度と重層事業との関係
- 分野横断的な支援体制づくり・地域づくりの促進等について
 - ・ 福祉分野内、福祉分野外の類似施策や関係施策との連携
 - ・ 災害時の被災者支援との連携

②地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応について

- 身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題への支援の在り方について
 - ・ 生活上の課題（身元保証、日常生活支援、死後事務の処理等）について、既存の各施策も踏まえた、必要な支援の在り方（相談対応、資力がない者への対応など）
- 身寄りのない高齢者等を地域で支える体制の在り方について
 - ・ 地域におけるネットワーク構築の推進の方策等
 - ・ 他制度における地域ネットワーク体制との連携・協働の在り方

令和6年能登半島地震復旧復興支援本部(第9回)資料(2024年8月26日)

能登半島地震の教訓を踏まえた災害対応の強化(基本的な方向性)

- 今回の災害対応では地理的、社会的、季節的な状況の影響もあり、災害対応上教訓とすべき様々な課題が明らかになった。
- 次なる大規模災害の発生を見据え、平時からの備えや訓練・研修、関係者間の連携体制の構築等の観点から、政府の災害対応体制の強化を図るとともに、初動対応や被災者支援の強化など、我が国の災害対応力の強化を着実に進める。

政府の災害対応体制の強化

▶ 平時から十分な訓練・研修を積んだ要員や高度な専門性等を有する応援組織が発災時に迅速に参集し、省庁横断の司令塔のもと、政府を挙げて被災地を支援

◆ 政府対策本部・現地対策本部の体制強化

- ▶ 災害対応体制の強化
 - ・人材交流や共同訓練、地方公共団体との連携強化
- ▶ 災害対応のマニュアル、訓練・研修を充実
 - ・タイムラインに応じたマニュアルを作成し、**災害対応を「見える化」**(速やかに実装)
 - ・本部運営訓練、発災時の役割別研修、幅広い職員向けにeラーニング
 - ・防災関係の各種情報システムの操作習熟
- ▶ **発災時の応援体制を確保**
 - ・各府省庁の災害対応要員に加え、内閣府防災勤務経験者等の人材に対し、平時から定期的な訓練・研修を行い、南海トラフ地震*の際にも、即応できる体制を確保(*1,000人規模の体制を想定)

◆ 司令塔機能の強化*

- ▶ 災害対応全般を総括し、政府中枢、各府省庁、被災地首長との課題の解決に当たる「防災監」(仮称)を新設(令和7年度要求)

◆ 国の応援組織(注)の充実強化*

- ▶ より迅速な災害対応を図るための**資機材・措置や体制等の充実**
- ▶ 高度な専門性や災害対応力を有する**多様な主体と一体となった活動の強化**
- ▶ 過酷・危険・非効率な環境での作業に対する**環境・処遇改善**等

初動対応などにおける連携強化

▶ 自治体との連携や各地の定点カメラの活用による迅速な情報収集、車両・資機材の迅速な投入による人命救助等

◆ 情報収集の強化と連携共有

- ▶ 各省庁と首長等とのホットラインの活用による被害情報の早急な把握
- ▶ 各省庁・自治体が管理運営する**定点カメラの設置場所等のデータベース化**による被害情報の早急な把握

被災者に寄り添った支援体制の強化

(※法改正も視野に制度改正を検討)

▶ 発災直後から良好な避難生活環境が確保され、専門人材等や資機材が迅速に被災地に入り、応急の生活インフラや保健・医療・福祉の供給体制を確立

◆ 避難所の環境整備の更なる推進*

- ▶ スフィア基準も十分に踏まえつつ、快適なトイレ環境、温かい食事・多様なメニュー、プライバシーを確保するパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを迅速に提供するため、**避難所運営の在り方等を見直し**
- ▶ 避難所に必要な**食料・水などの物資・資機材等の準備状況の公表**
- ▶ 災害時に活用可能な**トレーラーハウス、トイレカー・コンテナ、キッチンカー等の登録制度**の創設

◆ 保健・医療・福祉支援の体制・連携強化

- ▶ 被災者支援を迅速に行うため、**保健医療福祉活動体制の見直し**等
- ▶ 災害時保健医療福祉活動支援システム(D24H)を活用した情報収集や情報共有の強化(平時の研修や手順化)
- ▶ 保健医療福祉活動チームとして各種チームを体系化した上で、今般の災害対応で得た知見を活かし、必要な現地本部等での活動を強化するとともに、平時からの訓練の充実を図る
- ▶ 災害対応主体(国、都道府県、市町村、保健医療福祉活動チーム)の**災害フェーズ別のチェックリスト**の作成

◆ 福祉対応体制の強化*

- ▶ 在宅避難者や被災施設への支援強化のため、**DWAT(災害派遣福祉チーム)の活動範囲の拡大**等

◆ 専門ボランティア団体等との連携強化*

- ▶ 避難所運営、専門技術を活用した支援などに向け、**平時からの関係づくりや研修**等

◆ 迅速な被災地への進入

- ▶ 自衛隊航空機等を活用して輸送可能な車両・資機材の**検証・リスト化・整備**、連携訓練の実施等

◆ 防災DXによる情報連携の推進

- ▶ 「新総合防災情報システム(SOBO-WEB)」を活用した**情報連携**の推進、「次期物資調達・輸送調整等支援システム」の開発、官民の**多様なシステム**の**相互連携**等の推進